

総合口座をご利用の  
個人のお客さまに朗報!!

令和7年  
1/6<sup>月</sup>より

貸越極度額が

最高200万円から/

最高600万円  
になります

※定期貯金残高の合計額の90%(千円未満切捨て)までとなります。

口座貸越サービスとは? .....

JAが不足額を自動的に融資するサービスです。

払戻し(引出し)や、公共料金・クレジットカード等の引き落とし(自動払込み)などで、通常貯金の口座残高が不足する場合に利用できます。

※なお、貯金担保自動貸付が利用可能な場合は、そちらが優先されます。

詳しくは裏面をご覧ください。

お問い合わせ・お申込みは各窓口までお気軽に!

 JAいちかわ

行徳支店 tel.047-358-2111

大柏支店 tel.047-337-7651

国分支店 tel.047-373-1171

菅野支店 tel.047-321-1131

中央支店 tel.047-339-1116

妙典支店 tel.047-358-3351

原木中山支店 tel.047-377-6521

浦安支店 tel.047-351-2661

豊富支店 tel.047-457-2004

船橋支店 tel.047-423-6131

二宮支店 tel.047-464-3051

田中支店 tel.04-7131-4141

「JAとのお取引はこれから」というお客さまもお気軽にご相談ください

## ■総合口座

|              |  |
|--------------|--|
| ご利用いただける方    | 個人のみ(当座貸越取引が行われることから未成年者と取引する場合は、法定代理人と取引を行います。)   |
| 期間           | 期間の定めはありません。   |
| 預入方法         | (1) 預入方法：随時預け入れできます。(2) 預入金額：1円以上 (3) 預入単位：1円単位  |
| 払戻方法         | 随時払い戻しできます。  |
| 利息           | (1) 適用金利：毎日の店頭表示の普通貯金利率を適用します(変動金利)。(2) 利払頻度：毎年3月と9月の当JA所定の日に支払います。(3) 計算方法：毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。(4) 税金：20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。※2037年12月31日までの適用となります。(5) 金利情報の入手方法：金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。   |
| 手数料          | ●キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当JAおよびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。●スウィングサービスの取扱いにあたっては、以下の手数料をいただきます。順スウィング(普通貯金(総合)から貯蓄貯金への自動的な振替)1回ごとに0円(うち消費税0円) ●2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。  |
| 付加できる特約事項    | ●マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。●自動継続扱いの期日指定定期貯金、スーパー定期貯金、大口定期貯金、変動金利定期貯金、据置定期貯金を担保組入れすることにより、当座貸越をご利用できます。貸越限度額は、期日指定定期貯金、スーパー定期貯金、大口定期貯金、変動金利定期貯金、据置定期貯金残高の合計額の90%(千円未満切捨て)、最高600万円までご利用になれます。貸越利率は、定期貯金の利率に年0.5%上乗せした利率が適用されます。●キャッシュカードによりATM等で入出金ができます。●キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。●給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。●希望される場合は、既存の普通貯金の口座番号をそのままに全額を総合口座無利息型(決済用)へ切替えることができます。●通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。 |
| 貯金保険制度(公的制度) | ●保護対象：当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。  |

## ■総合口座(普通貯金無利息型&lt;決済用&gt;)

|              |  |
|--------------|--|
| ご利用いただける方    | 個人のみ(当座貸越取引が行われることから未成年者と取引する場合は、法定代理人と取引を行います。)   |
| 期間           | 期間の定めはありません。   |
| 預入方法         | (1) 預入方法：随時預け入れできます。(2) 預入金額：1円以上 (3) 預入単位：1円単位  |
| 払戻方法         | 随時払い戻しできます。  |
| 利息           | 普通貯金は無利息となります。   |
| 手数料          | ●キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当JAおよびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。●スウィングサービスの取扱いにあたっては、以下の手数料をいただきます。順スウィング(普通貯金(総合)から貯蓄貯金への自動的な振替)1回ごとに0円(うち消費税0円) ●2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。  |
| 付加できる特約事項    | ●自動継続扱いの期日指定定期貯金、スーパー定期貯金、大口定期貯金、変動金利定期貯金、据置定期貯金を担保組入れることにより、当座貸越をご利用できます。貸越限度額は、期日指定定期貯金、スーパー定期貯金、大口定期貯金、変動金利定期貯金、据置定期貯金残高の合計額の90%(千円未満切捨て)、最高600万円までご利用になれます。貸越利率は、定期貯金の利率に年0.5%上乗せした利率が適用されます。●キャッシュカードによりATM等で入出金ができます。●キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。●給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。●通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。 |
| 貯金保険制度(公的制度) | 貯金保険制度により全額保護されます。   |

## ■総合口座・総合口座(普通貯金無利息型&lt;決済用&gt;)共通

|                    |   |
|--------------------|---|
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | ●苦情処理措置：本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話：047-339-1113)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。●紛争解決措置：外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。東京弁護士会紛争解決センター(電話：03-3581-0031) / 第一東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3595-8588) / 第二東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3581-2249)<br><br>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。<br>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。<br>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。<br>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。 |
| その他参考となる事項         | ●通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。●貸越が発生している状態で一定の条件になった場合には、貸越金を即時にご返済いただく場合があります。   |